

下野市内部統制基本方針

本市の事務に関する内部統制を推進し、市民の市政に対する信頼の回復及び質の高い市民サービスの継続的かつ安定的な提供に寄与するため、地方自治法第150条第2項の規定に関する「下野市内部統制基本方針」を定め、組織的に取り組みます。

1 内部統制の目的

内部統制は、事務の管理及び執行が法令に適合し、適正に行われることを確保し、これにより本市の財政的損失の発生や信用失墜の防止を図るもので、次の事項を目的とします。

(1) 事務に関する法令等の遵守

職員が事務に関する法令等を理解し、法令等を遵守して適正に事務の執行に努めるとともに、組織として事務の執行を適正にチェックできる体制づくりに取り組みます。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

財務報告や政策の実施状況に関する報告等の信頼性を確保するため、適正な手続による報告等の作成、情報の適切な保管・管理に取り組みます。

(3) 資産の保全

本市が保有する財産や現金等の資産の現状把握と、取得・管理・活用・処分等における適正な手続及び運用による資産の保全に取り組みます。

(4) 事務の効率的かつ効果的な遂行

事務に潜むリスクを把握及び管理し、事務プロセスやルールの見直し、事務の標準化や手順の明確化により、効率的かつ効果的な事務の執行に取り組みます。

2 内部統制の対象事務

内部統制の対象とする事務は、地方自治法で定める財務に関する事務とします。

3 内部統制の有効性を確保するための取組

(1) 内部統制を活用した事務の改善

各所属における事務に係るリスクの洗い出し、分析及び評価、対応策の検討のほか、事務プロセス等の見直しなど、内部統制を活用して事務の改善を図ります。

(2) 内部統制の透明性の確保

毎年度、内部統制の整備及び運用状況を評価し、議会への報告及び市民への公表により、内部統制の透明性を確保します。

(3) 監査委員との連携

監査委員との情報共有及び意見交換等を行い、効果的な内部統制の運用に努めます。

(4) 内部統制の見直し

内部統制の整備及び運用に係る評価結果を踏まえ、必要な見直しを行います。

令和 4 年 3 月 1 日

下野市長

広瀬寿雄